



議会だより



6月定例会

大雨による大災害



赤羽地区／土砂流出被害



国道153号線／流失現場



中央道／土砂流出復旧状況

第22号

平成18年(2006年)
8月1日

- 発行／辰野町議会
- 編集／議会広報委員会

総務文教常任委員会活動

p.2

社会福祉常任委員会活動

p.3

経済建設常任委員会活動

p.4

請願・陳情のゆくえ、議員研修視察報告

p.5

病院移転用地費の補正予算可決 早期建設と頼れる病院に期待

六月議会では、国民保護法関連の条例制定2件、税制・指定管理者制度関連など条例一部改正15件、17年度補正予算12件、18年度補正予算5件、その他10件の計44議案を可決しました。また、請願3件、陳情3件が提出され、4件を採択、2件を不採択としました。議員提案の意見書1件を含め、5件の意見書が提出されました。

本会議の審議では、国民保護協議会及び対策本部等に関する条例制定については、「日本を戦争に巻き込む恐れがある」などの反対意見があり、起立採決により賛成13、反対4で可決しました。

また、辰野病院特別会計補正予算では、病院のくみあい飼料跡地への移転新築用地取得費3億円については、「移転先の選定や建設計画について説明不足である」との批判や反対意見があり、起立採決の結果、賛成16、反対1で可決しました。

は「移転先候補地の条件などの情報や説明が不十分であった」として陳謝しました。

今後の病院建設については、町民の意見を十分に取り入れ、財政的にも医療的にも安心してかかる総合病院を早期に完成するよう要望しました。指定管理者制度導入に伴う条例改正が多くありますが、どの案件でもこの制度導入により、町民へのサービスの低下や負担増とならないよう、また、指定する管理者の信用調査も必要な場合は行うよう要望しました。

条例審査

辰野町高齢者能力活用センター(パークセンターふれあい)の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

現在、辰野町開発公社に委託している「パークセンターふれあい」の管理を、平成18年7月1日より指定管理者として同開発公社を指定し、引き続き管理してもらうための条例の一部改正です。委員会審査では、開発公社が同施設の環境整備やイベント等に積極的な取組をしてくれましたが、より一層努力するよう要望して委員会全員一致で可決しました。

議員提案による意見書提出

町では財政難の中、辰野病院新築移転を進めています。病院経営は診療報酬の削減により益々厳しく、さらに、医師確保が

総務文教常任委員会

委員会活動から

●条例審査

条例審査

辰野町国民保護協議会条例の制定について

辰野町国民保護対策本部等に関する条例の制定について
2条例は、「武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律」の規定に基づき、「辰野町国民保護協議会」、「辰野町国民保護対策本部及び辰野町緊急対処事態対策本部」を設置し、組織及び運営に関する条例を制定するものです。

委員会審査の中で、組織の構成員と協議会及び対策本部に必要事項は「辰野町防災会議条例」を準用すること、平成18年度中には「保護計画」を作成すること、ボランティアでの参加者に対する保障については協議会でさらに検討することが

説明されました。委員会では、「戦争に国民を罰則付きで巻き込む恐れのある『国民保護法』などに反対であり、罰則規定もないことから制定する必要はない」との反対意見、また国の法律で決まったことに対する対応であり、制定すべきとの賛成意見が述べられました。

辰野町温泉条例の一部を改正する条例について

指定管理者制度を適用するため、条例の一部を改正するものです。委員会審査では、条文の整合性を図るため、一部修正し、全員一致にて可決しました。

なお、パークホテルの指定管理者の指定にあたっては、申請者の慎重な信用調査をすべきであるとの指摘がありました。

困難になっています。このため、次のとおり議員提案による意見書を政府関係機関に提出することを決議しました。

「自治体病院経営に政府の全面的な支援と標欠制度(注)の見直し」を求める意見書

辰野総合病院は全国の自治体病院と同様に、地域の保健、医療を総合的に推進させるための中核的役割を担っています。病院関係者は、地域住民と患者から期待され、その役割を発揮するために日夜奮闘していますが、病院経営の様々な困難性が政府の医療政策にも起因しており、医師不足や診療報酬の大幅な削減が自治体病院経営を根底から圧迫して赤字経営の大きな要因となっています。よって、政府による問題解決、自治体病院支援の新たな医療政策を早急にとられることを要望するものです。

意見書

1. 自治体病院所在市町村に対する地方交付金の大幅な増額を行うこと。
2. 医療法人の医師配置基準を見直し、標欠基準を緩和し、ペナルティー率を引き下げること。
3. 長期的、全国的視野に立って、地方医療機関が医師を安定的に確保出来る制度的仕組みを検討すること。具体的には大学医学部の「地元枠」入学制度を全ての大学に広げること。また、旧国立大学医学部卒業者に一定期間、地方医療機関での勤務を義務化すること。

(注)標欠制度

医療法に基づき、医師等の充足率が一定基準(60%)を下回った場合、診療報酬の内、入院患者数に応じて国が支給する入院基本料を12~30%削減する制度。



辰野病院移転新築用地

委員会活動から

●条例審査

●議員提案による意見書の提出

社会福祉常任委員会

経済建設常任委員会

委員会活動から

●条例審査

●緊急現場視察

条例審査

辰野町営バス設置条例の一部を改正する条例について

町営バス飯沼線及び川島線の路線の一部変更と料金の改定をするものです。いずれも地域住民からの要望であり、町営バス運営委員会でも了承されています。

採決の結果、全員一致で可決しました。

「辰野町食の健康拠点施設の設置及び管理に関する条例」、「辰野町滞在型農園施設の設置及び管理に関する条例」、「辰野町交流促進施設の設置及び管理に関する条例」の一部を改正する条例について

3議案は、「ふるさと農村公園」に指定管理者制

度を適用するため、条例の一部改正をするものです。

審査の中では、「かやぶきの館における一連の事業は農業振興を図ることが目的であり、指定管理者制度に移行了した場合、施設の損益結果など、経営実績の向上だけにとらわれ、目的との関連が疎かになる恐れがあり、農業振興についてしっかりとした体制の確立が必要である」との意見がありました。

これに対し町では、「職員の内1名は町の職員であって農業振興に関する事務を担当しており、指定管理者に移行してもその部分の変更はないので、引き続き農業振興についての業務は今までもどおり実施していく。今回の一部改正はあくまで施設の管理に限り委託業務を指定管理者に移行するものであり、農業振興については町が引き続き責任を持って実施して行く」と説明しました。

採決の結果、全員一致

で3議案とも可決しました。

辰野町高品質堆肥製造施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

小野地区の「辰野町土づくりセンター」に指定管理者制度を適用するため、条例の一部を改正するものです。

本施設の管理運営については、現在は直営で管理運営を行なっているが将来は指定管理者への移行を予定しています。

審査の中では、「施設運営については原料の不足や機械施設の老朽化により、将来の見通しが厳しいのではないか」との意見があり、これに対して「運営に関しては地元との協定があるので地元と十分な協議をし、原材料の調達と優良な堆肥を製造・供給し、採算のとれる施設となるよう努力していきたい」とのことでした。

採決の結果、全会一致で可決しました。

緊急現場視察

町道61号(小横川)線土砂崩落現場

7月6日未明に発生した土砂崩落で通行不能になった現地を視察しました。

小横川地区にとっては、唯一の生活道路であり、迂回路がなく、日常生活に大きく影響するため、応急工事を早急に行なうて、通行の確保を図るよう町に要請しました。



崩落した町道61号(小横川)線

請願・陳情のゆくえ

今議会には、請願3件、陳情3件が提出され、委員会審査・本会議採決の結果、採択4件、不採択2件となりました。

採決

請願

請願3件の提出者

辰野町公立学校教職員組合 執行委員長

太田 聖尚

紹介議員

山岸 忠幸

「義務教育国庫負担制度の堅持」を求める意見書提出に関する請願

国の平成19年度予算編成において、教育水準の最低保障を担保するため、義務教育費国庫負担制度の堅持を求めるものです。教育費については一部一般財源化されてきていますが、これがさらに進

意見書

むことにより、人口の少ない地方の自治体では教育費が大きな負担となり、義務教育の水準格差が生じることが心配されます。国の責任として、教育の機会均等を目標とした義務教育費国庫負担制度の堅持が求められます。全員一致で採択に決し、意見書を提出することとしました。

1. 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。
2. 国庫負担金からすでに除外した教材費、旅費、共済費、退職手当、児童手当などを復元すること。



東小学校の授業風景

少人数学級の早期実現や複式学級の編制基準の改善、教職員定数増を求める意見書提出に関する請願

生徒が集団での社会性を身につけるには、適正の少人数学級は必要であります。また、複式学級については、川島小学校の現況を考えると、極力避けることが必要である等の意見により、全員一致で採択に決しました。

意見書

1. 国の責任において早期に「少人数学級」を実現することを含めた、次期定数改善計画を実施すること。また、自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。
2. 現行の複式学級の編制基準を改善し、複式学級を改善すること。

長野県独自の30人規模学級の拡大及び市町村における自由度の拡大と複式学級の解消、県独自に教職員配置増を求める意見書提出に関する請願

当町においても川島小学校では、今後も複式学級の学年が生じます。人数は少なくとも、学年に

より異なる内容の授業を同一の場所で教えることは理想の教育の形ではありません。少人数学級又は学習集団を編制するにあたっては、各学校の事情を勘案して決められるべきであり市町村の自由度の拡大を図るべきです。趣旨のとおり、県知事あてに意見書を提出すべきであるとして、全員一致で採択に決しました。

意見書

1. 県独自の「30人規模学級」の早期拡大を、県の責任において実施すること。その際、教員配置については、市町村の自由度を拡大すること。
2. 現行の複式学級の編制基準を改善し、県独自に複式学級解消措置を一層充実すること。
3. 県独自による教職員配置の大幅増を実現すること。

陳情

核兵器廃絶国際協定実現を国連とすべての国に呼びかける意見書提出に関する陳情

提出者
非核の政府を求める
長野県民の会代表
望月 峻成

辰野町は、昭和33年7月15日、「平和都市及び核非武装宣言」をしています。この精神を尊重して、本陳情の趣旨に賛同し、全員一致で採択と決しました。

意見書

辰野町は昭和33年7月15日、「平和都市及び核非武装宣言」をしました。核の忌まわしさを体験している世界で唯一の被爆国の国民として、核兵器のない平和な世界は私たちの願いです。

しかしながら、世界を見まわすと核を保有する国は減るどころか逆に増えているのが現状です。核兵器全面禁止・廃絶の国際協定の実現にむけ、国連と核保有国をはじめとして全ての国の政府に、すみやかに協議を緊急に開始するよう、日本政府として呼びかけることを要望します。

不採択

陳情

陳情2件の提出者
長野県高等学校教職員組合執行委員長
高村 裕

教育基本法の改定について慎重審議を求める意見書の採択を求める陳情

憲法と並んで国のあり方の根幹をなす教育基本法の改正論議は慎重に行うべきで、現在の国会で

成立させるのではなく、慎重審議を求める意見書を国の関係者に提出するようにとの陳情です。今国会は会期切れの見込みとなり、継続審査となることが予想されることから、反対多数で不採択に決しました。

高校改革プラン「実施計画」で地域の合意のない部分を撤回し、学校現場に十分検討期間を保障できない平成19年度実施を見送ることを求める意見書採択の陳情

同様の陳情が、昨年6月議会、12月議会に提出され、部分採択、継続審査となりました。委員会審査の中で、箕輪工業高校の地元ではこの機会を十分生かして、魅力ある高校を打ち出し、てもらいたいという前向きな住民合意が形成されつつあります。また、岡谷

東と岡谷南についても、現在も精力的に検討が進行中であり、実施が遅くなればなるほど生徒が不安となります。長野県では高校改革の検討が他県に比べて遅く、中高一貫教育についても、検討が進んでいません。

かつての教育県の姿はもはやなく、教育に関しては最も保守的で硬直した県になってしまい、実施を先送りしても、合意には至らないであろうなどの意見が出され、反対多数にて不採択に決しました。

北海道 議会研修視察報告

議会では、6月27日から4日間、北海道の農業やまちづくりについて研修と視察を行いました。

士幌町では、「農村工業」を誇る全国一の農業経営の実態、糞尿バイオマスガスプラント発電施設、食品加工センターの運営、病院・福祉総合センターを視察・研修し、地元

土地区画整理事業、「美しい景観を守り育てる条例」・「住みよいまちをみんなで作る条例」について研修し、小樽市の商工会議所では、歴史的な財産を生かしたTMO手法による中心市街地活性化事業の推進状況と成果を研修しました。



小樽商工会議所にて